



解	テレビ・ラジオ	10月31日（木）17時
禁	インターネット	10月31日（木）17時
	新 聞	11月1日（金）朝刊

岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和6年10月29日（火）岐阜県発表資料			
担 当 課	担 当 係	担 当 者	電 話 番 号
学校安全課	生徒指導係 教育相談係	古家 幸司 松本 郁子	内 線 8639、8641 直 通 058-272-8853 F A X 058-278-2825
特別支援教育課	教育支援係	丹羽 宏樹	内 線 8684 直 通 058-272-8751 F A X 058-278-2823

「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果について

文部科学省が実施した「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について、本県の結果を次のとおりまとめましたのでお知らせします。

■ 調査結果の概要

I 調査の趣旨

教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するとともに、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応や、不登校児童生徒への適切な支援につなげていくもの。

II 調査対象期間

令和5年度間（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

III 調査項目

- ・暴力行為（国公立小・中・高等学校）
- ・いじめ（国公立小・中・高・特別支援学校）
- ・いじめの重大事態（国公立小・中・高・特別支援学校）
- ・小・中学校の長期欠席（不登校等）（国公立小・中学校）
- ・高等学校の長期欠席（不登校等）（公立高等学校）
- ・高等学校の中途退学等（公立高等学校）

他

IV 調査結果のポイント（県内国公立学校の状況）

（1）暴力行為について

本県における国公立の小・中学校、高等学校における暴力行為発生件数は3,062件（前年度2,732件）で、児童生徒1,000人当たりの発生件数は15.1件（全国値8.7件）であり、前年度の13.2件（全国値7.5件）から1.9件増加。

（2）いじめについて

本県における国公立の小・中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は6,853件（前年度6,962件）で、児童生徒1,000人当たりの認知件数は33.3件（全国値57.9件）であり、前年度の33.2件（全国値53.3件）から0.1件増加。

（3）いじめの重大事態について

本県における国公立の小・中学校、高等学校及び特別支援学校におけるいじめの重大事態発生件数は25件（前年度22件）で、児童生徒1,000人当たりの発生件数は0.12件（全国値0.10件）であり、前年度の0.10件（全国値0.07件）から0.02件増加。

（4）小・中学校における不登校児童生徒数について

本県における国公立の小・中学校における不登校児童生徒数は5,741人（前年度5,255人）で、児童生徒数1,000人当たりの不登校児童生徒数は37.8人（全国値37.2人）であり、前年度の33.9人（全国値31.7人）から3.9人増加。

（5）高等学校における不登校生徒数について

本県における公立の高等学校における不登校生徒数は1,014人（前年度855人）で、生徒数1,000人当たりの不登校生徒数は20.9人（全国値23.5人）であり、前年度の17.3人（全国値20.4人）から3.6人増加。

（6）高等学校における中途退学者数について

本県における公立の高等学校における中途退学者数は565人（前年度544人）で、中途退学率は1.1%（全国値1.5%）であり、前年度の1.0%（全国値1.4%）から0.1%増加。

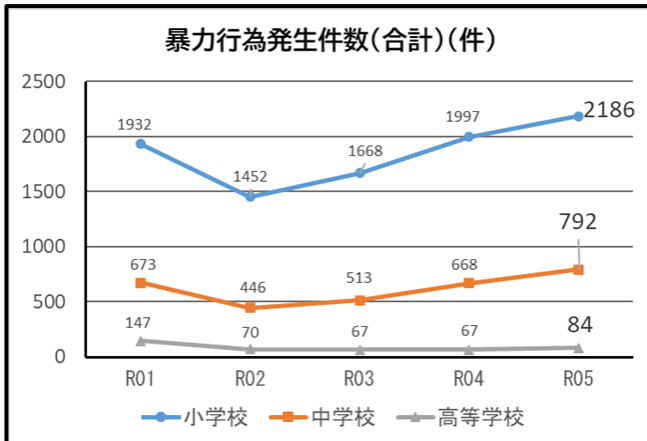
(1) 暴力行為 (国公立小・中・高等学校)

〔①－１〕発生件数

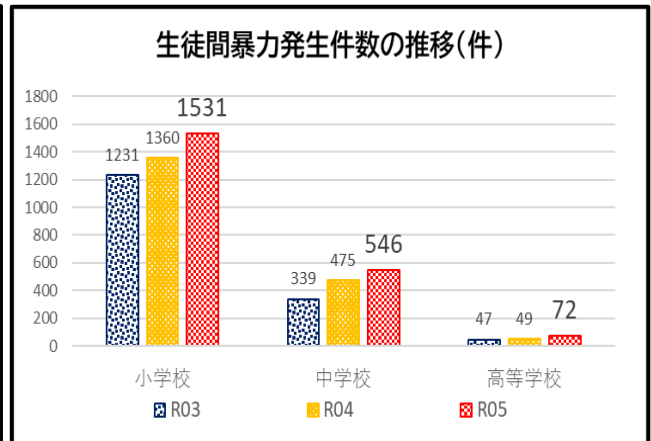
区 分	岐阜県			
	R O 5	R O 4	増減	前年度比
小学校	2,186 件 (22.2 件)	1,997 件 (19.8 件)	+189 件	+ 9.5%
中学校	792 件 (14.8 件)	668 件 (12.4 件)	+124 件	+18.6%
高等学校	84 件 (1.6 件)	67 件 (1.3 件)	+ 17 件	+25.4%
合 計	3,062 件 (15.1 件)	2,732 件 (13.2 件)	+330 件	+12.1%

※表の () 内の数値は、1,000人当たりの発生件数

〔①－２〕暴力行為発生件数の推移



〔①－３〕生徒間暴力発生件数の推移



〔①－４〕備考

■暴力行為の定義

「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む。）、「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る。）、「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く。）、学校の施設・設備等の「器物損壊」の四形態に分ける。

ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外とする。

■暴力行為別発生件数

対教師暴力	小学校	293件	前年度（ 201件）より	+ 92件
	中学校	63件	前年度（ 49件）より	+ 14件
	高等学校	2件	前年度（ 4件）より	－ 2件
生徒間暴力 （児童間）	小学校	1,531件	前年度（1,360件）より	+171件
	中学校	546件	前年度（ 475件）より	+ 71件
	高等学校	72件	前年度（ 49件）より	+ 23件
対人暴力	小学校	38件	前年度（ 25件）より	+ 13件
	中学校	20件	前年度（ 17件）より	+ 3件
	高等学校	1件	前年度（ 0件）より	+ 1件
器物損壊	小学校	324件	前年度（ 411件）より	－ 87件
	中学校	163件	前年度（ 127件）より	+ 36件
	高等学校	9件	前年度（ 14件）より	－ 5件

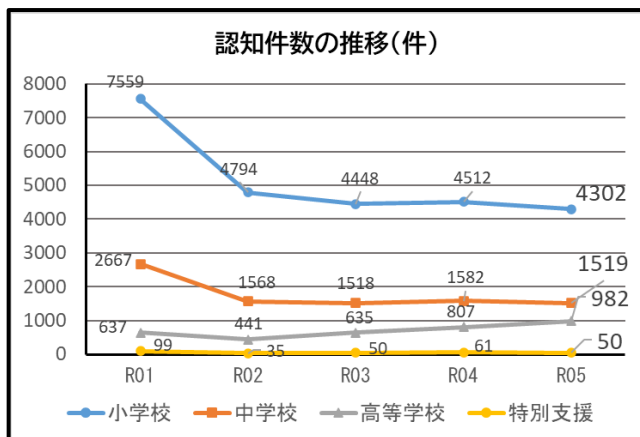
〔2〕いじめ（国公立小・中・高・特別支援学校）

〔2-1〕認知件数

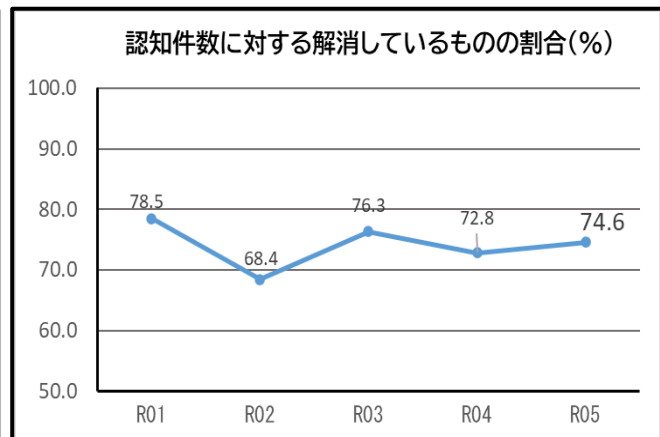
区 分	岐阜県			
	R05	R04	増減	前年度比
小学校	4,302 件	4,512 件	－ 210 件	－ 4.7%
中学校	1,519 件	1,582 件	－ 63 件	－ 4.0%
高等学校	982 件	807 件	＋ 175 件	＋21.7%
特別支援学校	50 件	61 件	－ 11 件	－18.0%
合 計	6,853 (33.3) 件	6,962 (33.2) 件	－ 109 件	－ 1.6%

※表の（ ）内の数値は、1,000人当たりの認知件数

〔2-2〕認知件数の推移



〔2-3〕「解消しているもの」の割合の推移



〔2-4〕備考

■いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法第2条第1項）をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

※いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価。（文部科学省）

■いじめの認知件数に対する「解消しているもの」の割合

認知件数 6,853件中、「解消しているもの」5,110件

※いじめの解消：①いじめに係る行為が、少なくとも3か月止んでいる。
②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない。

■いじめ発見のきっかけ ※上位5項目（12項目中）

- | | |
|----------------------|----------------|
| ①当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え | 1,836件（＋ 114件） |
| ②アンケート調査など学校の取組により発見 | 1,734件（－ 269件） |
| ③本人からの訴え | 1,699件（＋ 40件） |
| ④学級担任が発見 | 519件（＋ 77件） |
| ⑤児童生徒（本人を除く）からの情報 | 485件（－ 42件） |

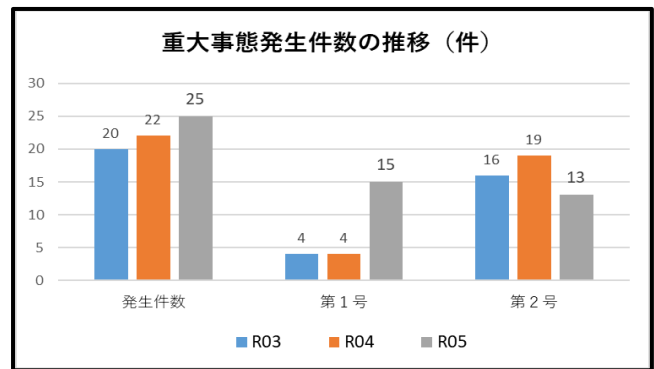
〔３〕いじめの重大事態（国公立小・中・高・特別支援学校）

〔３－１〕発生件数

区 分	岐阜県	
	R 0 5	R 0 4
学校数	23 校	22 校
発生件数	25 件 (0.12 件)	22 件 (0.10 件)
第 1 号	15 件	4 件
第 2 号	13 件	19 件

※表の（ ）内の数値は、1,000人当たりの発生件数

〔３－２〕重大事態発生件数の推移



〔３－３〕備考

■重大事態の定義

法第 28 条第 1 項第 1 号に規定する「重大事態」は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、同項第 2 号に規定する「重大事態」は「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」である。

※ 1 件の「重大事態」が、第 1 号及び第 2 号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。

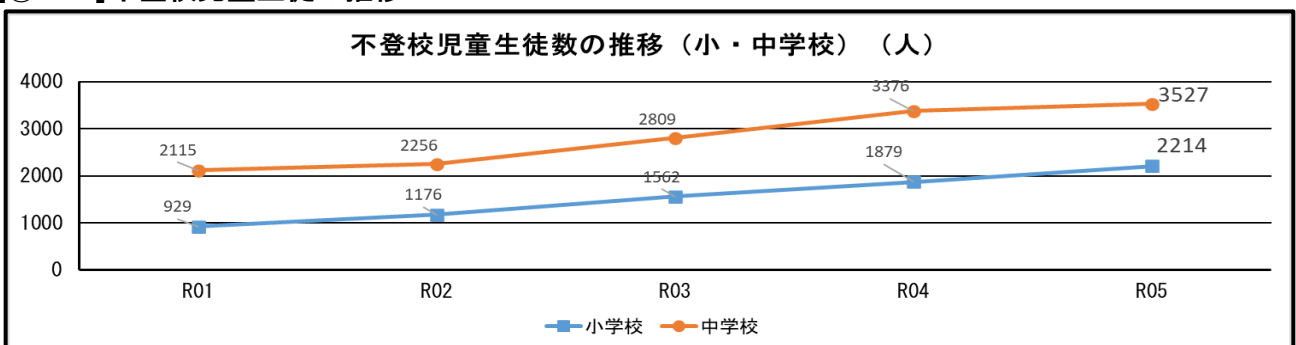
〔４〕小・中学校の不登校（国公立小・中学校）

〔４－１〕不登校児童生徒数

区 分	岐阜県			
	R 0 5	R 0 4	増減	前年度比
小学校	2,214 人 (22.5 人)	1,879 人 (18.6 人)	+ 335 人	+ 17.8%
中学校	3,527 人 (65.8 人)	3,376 人 (62.5 人)	+ 151 人	+ 4.5%
合 計	5,741 人 (37.8 人)	5,255 人 (33.9 人)	+ 486 人	+ 9.2%

※表の（ ）内の数値は、1,000人当たりの不登校児童生徒数

〔４－２〕不登校児童生徒の推移



〔４－３〕備考

■不登校とは

令和 5 年度間に連続又は断続して 30 日以上登校しなかった児童生徒であって、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く。）の数。

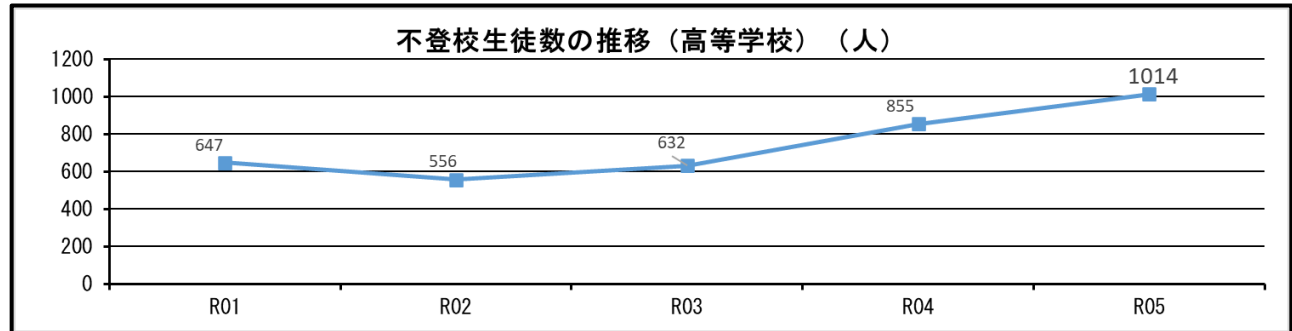
〔５〕高等学校の不登校（公私立高等学校）

〔５－１〕不登校生徒数

岐阜県			
R O 5	R O 4	増減	前年度比
1,014 人 (20.9 人)	855 人 (17.3 人)	+ 159 人	18.6%

※表の（ ）内の数値は、1,000人当たりの不登校生徒数

〔５－２〕不登校生徒の推移



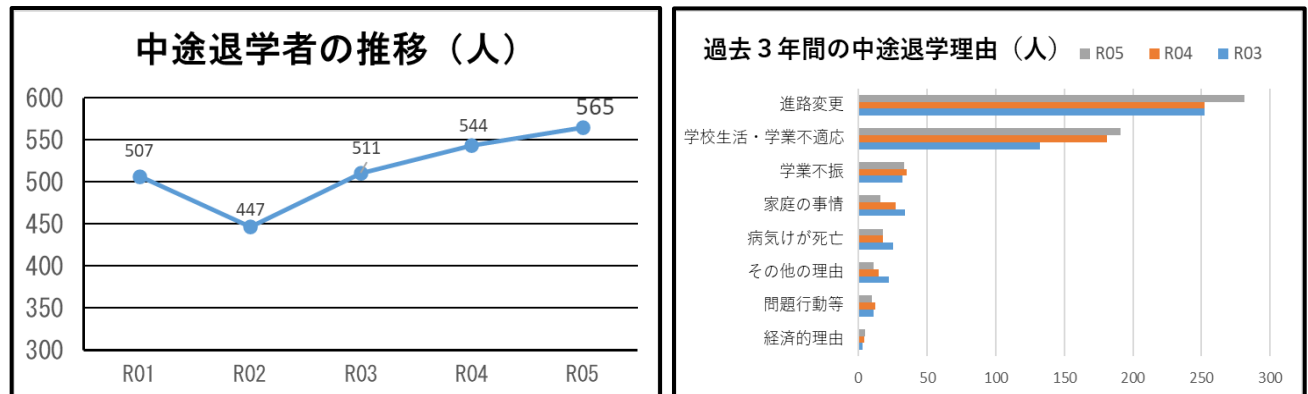
〔６〕高等学校の中途退学等（公私立高等学校）

〔６－１〕中途退学者数

岐阜県			
R O 5	R O 4	増減	前年度比
565 人 (1.1%)	544 人 (1.0%)	+ 21 人	+ 3.9%

※表の（ ）内の数値は、中途退学率

〔６－２〕中途退学者の推移



〔６－３〕備考

■退学者とは

令和５年度の途中に校長の許可を受け、又は懲戒処分を受けて退学した者等をいい、転学者及び学校教育法施行規則の規定（いわゆる飛び入学）により大学へ進学した者は含まない。